

家族口座照会サービスご利用規定

第1条. (目的)

本規定は、株式会社北海道銀行（以下「当行」といいます。）が提供する道銀ダイレクトサービスにおける「家族口座照会サービス（以下「本サービス」といいます。）」の利用について定めるものです。本サービスについては、道銀ダイレクトサービスご利用規定（以下「関連規定」といいます。）によるほか、家族口座照会サービスご利用規定（以下「本規定」といいます。）により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第2条. (サービスの内容)

本サービスは、道銀ダイレクトサービスの契約者間で、一方の契約者（以下、「被照会者」といいます。）が、他方の契約者（以下、「照会者」といいます。）をあらかじめ口座情報の提供先として本サービスに登録することにより、被照会者が指定した条件で被照会者が保有する預金口座の口座情報（残高・入出金明細）を照会者がその利用している道銀ダイレクトサービスまたはどうぎんアプリ上で照会および入出金通知の受け取りをすることができるサービスをいいます。

なお、被照会者の口座情報および入出金通知は、リアルタイムではなく、当行所定の時刻で更新・通知を行います。

第3条. (申込方法)

1. 被照会者が、本サービスで、照会者の情報、入出金通知の有無を登録することで、照会者が被照会者の口座情報の照会や入出金通知の受け取りができるようになります。ただし、次のいずれかに該当する場合には、お申込みいただくことはできません。
 - (1)被照会者および照会者の一方または双方が道銀ダイレクトサービスの契約をいただいていない場合。
 - (2)被照会者および照会者の一方または双方が本サービスにおけるご利用口座を道銀ダイレクトサービスに登録いただいていない場合。
2. 被照会者は、本サービスのご利用にあたり、以下の内容についてご同意いただくものとします。
 - (1)お申込み以降にご自身のお名前・店名・口座番号・残高および入出金明細が、照会者が利用している道銀ダイレクトサービスまたはどうぎんアプリ上で提供されます。
 - (2)入出金明細で表示される全てが提供の対象です。具体的には、入出金明細に登録した「メモ」、振込明細の場合は「振込依頼人名」等についても提供の対象となります。
 - (3)本サービスに登録いただく口座数は当行所定の数を超えることはできません。

第4条. (登録内容の変更)

1. 被照会者は、本サービスで、照会者の情報、入出金通知の有無を変更することができます。
2. 照会者は、本サービスで通知の受信停止・再開ができます。ただし、入出金通知の有無の変更はできません。

第5条. (サービスの終了)

1. 被照会者は、照会者の登録を解除することにより、本サービスの利用を終了することができます。
2. 照会者による本サービスの終了はできません。
3. 次のいずれかに該当した場合、本サービスの利用も自動的に終了するものとします。

- (1)被照会者または照会者の「道銀ダイレクトサービス」の契約が解約された場合
- (2)被照会者または照会者の本サービスにおけるご利用口座が「道銀ダイレクトサービス」から削除された場合

第 6 条. (免責事項)

1. 照会者の登録は被照会者ご自身の責任において実施いただきます。誤って登録された等の事由により被照会者及び照会者に損害が生じた場合も、当行は一切の責任を負いません。
2. 本サービスにより照会者に提供される被照会者の口座情報（残高・入出金明細）は、当行がその内容を証明するものではなく、表示後であっても当行が取消または訂正等を行うことがあります。表示された誤った口座情報（残高・入出金明細）や取消または訂正に起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 本サービスにより照会者に提供される被照会者の口座情報（残高・入出金明細）については、当行所定の時刻における内容であり、照会者が残高・取引明細照会を行った時点での内容とは異なります。これに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 7 条. (本規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(2026 年 7 月 6 日現在)